

釧路市民球場広告掲載取扱要領

(趣旨)

第1条 行政財産の目的外使用（地方自治法第238条の4第7項の規定による許可を受けてする行政財産の使用をいう。以下同じ。）の許可を受けて釧路市民球場に掲載することができる広告の取扱い等に関し必要な事項は、この要領の定めるところによる。

(広告の掲載料、掲載位置及び規格)

第2条 広告掲載料は、行政財産の目的外使用に係る使用料及び広告料とする。

2 釧路市民球場において広告を掲載することができる位置（以下「広告掲載位置（別紙1）」という。）、規格及び広告掲載料は、釧路市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が指定するものとする。

(1) 外野フェンス

ア 規格 縦1メートル以内、横10メートル以内

イ 広告掲載料 初年度のみ提案額とし、更新後は年間10万円とする。

(2) 内野フェンス

ア 規格 縦1メートル以内、横10メートル以内

イ 広告掲載料 初年度のみ提案額とし、更新後は年間10万円とする。

(3) ダグアウト上部

ア 規格 縦0.4メートル以内、横5メートル以内

イ 広告掲載料 初年度のみ10万円以上の提案額とし、更新後は年間10万円とする。

(4) 外野フェンス上部

ア 規格 縦0.5メートル以内、横6メートル以内

イ 広告掲載料 初年度のみ10万円以上の提案額とし、更新後は年間10万円とする。

(5) ダグアウト横

ア 規格 縦 2.1メートル以内、横 1.3メートル以内

イ 広告掲載料 初年度のみ 10万円以上の提案額とし、更新後は年間 10万円とする。

(6) カメラマン室横

ア 規格 縦 2.1メートル以内、横 2.1メートル以内

イ 広告掲載料 初年度のみ 10万円以上の提案額とし、更新後は年間 10万円とする。

(7) カメラマン室上部

ア 規格 縦 0.4メートル以内、横 4.5メートル以内

イ 広告掲載料 初年度のみ 10万円以上の提案額とし、更新後は年間 10万円とする。

(広告の対象及び掲載基準)

第 3 条 釧路市広告事業実施要綱（以下「要綱」という。）に掲げる広告のいずれかに該当するものは、掲載することができない。

2 広告は、広告掲載等基準及び釧路市民球場広告掲載等基準（以下これらを「掲載等基準」という。）に適合するものでなければならない。

(広告の掲載の募集)

第 4 条 広告の掲載の募集は、釧路市ホームページへの掲載等により行うものとする。

(広告の掲載の申込み等)

第 5 条 広告の掲載を希望する者は、第 2 条第 2 項に規定する広告掲載料の額を記載した釧路市民球場広告掲載申込書（様式第 1 号）に掲載しようとする広告案（電子データ）を添えて、教育委員会が指定する期間内に申し込まなければならない。

2 前項の規定による申込みに要する一切の費用は、申込者（同項の規定による申込みをした者をいう。以下同じ。）の負担とする。

3 教育委員会は、第1項の規定による申込みがあったときは、申込みの内容が要綱、掲載等基準及びこの要領に適合するかどうかについて審査するものとする。

4 既に釧路市民球場に広告を掲載している広告主は、掲載している広告を取り下げたのち、募集を行っている箇所に申し込みを行うことができる。
(広告主の決定等)

第6条 広告主(広告の掲載をする者をいう。以下同じ。)は、前条第3項の規定による審査の結果、適合となる申込者のうち、申込みの際に提案した広告掲載料の額が高いものから順に決定するものとし、当該順位により広告主が広告掲載位置を優先して選ぶことができるものとする。

2 教育委員会は、前項の規定により広告主及び広告掲載位置の選択に係る優先順位を決定したときは、申込者に対し、釧路市民球場広告掲載決定通知書(様式第2号)又は釧路市民球場広告非掲載決定通知書(様式第3号)により通知する。
(広告掲載期間)

第7条 広告を掲載することができる期間(以下「広告掲載期間」という。)は、4月1日から翌年3月31日までとする。

2 広告掲載期間は、広告の掲載及び原状回復の作業に係る期間を含むものとする。

3 広告掲載期間は、教育委員会が許可する場合は、1年を単位として更新することができるものとし、更新しようとする広告主は、更新前の11月末日までに広告掲載継続申込書(様式第8号)により教育委員会に申し込まなければならない。
(広告掲載料の納入)

第8条 広告主は、教育委員会が指定する期日までに広告掲載料を納入しなければならない。
(広告の掲載方法等)

第9条 広告主は、教育委員会の指定する仕様に従い、広告の掲載をしなければならない。

- 2 広告は、教育委員会の指定する位置に掲載することとし、その掲載方法は、教育委員会から指示のある方法によるものとする。
- 3 広告の掲載の作業に当たっては、釧路市民球場運営業務に支障が生じないように教育委員会と十分協議を行うものとする。
- 4 広告の掲載の作業により、釧路市民球場の本体、塗装、構造等をき損し、又は破損したときは、広告主の負担において当該箇所を原状回復するものとする。
- 5 広告の掲載期間中における釧路市民球場整備業務による広告の破損、汚損又は滅失については、教育委員会が経費を負担し、修復するものとする。
(広告の掲載等に要する費用の負担)

第10条 広告の掲載、維持管理及び原状回復に要する費用は、広告主の負担とする。

(広告内容の変更)

第11条 広告主が広告の内容を変更しようとする場合は、あらかじめ教育委員会に釧路市民球場広告掲載内容等変更申込書(様式第4号)に掲載しようとする広告案(電子データ)を添えて提出しなければならない。

- 2 教育委員会は、前項の規定による申込みがあったときは、その内容を審査し、変更の可否を決定する。
- 3 教育委員会は、前項の規定による審査の結果について、広告主に対してその決定の内容を釧路市民球場広告掲載内容等変更承認通知書(様式第5号)又は釧路市民球場広告掲載内容等変更不承認通知書(様式第6号)により通知する。
- 4 広告内容の変更に必要な費用については、広告主の負担とする。

(広告掲載の取消し)

第12条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当する場合には、広告の掲載を取り消すことができる。

- (1) 指定する期日までに広告掲載料の納入がないとき。
- (2) 広告主が市の信頼を失墜し、業務を妨害し、又は事務を停滞させるような行為を行ったとき。

- (3) 広告主が社会的信頼を著しく損なうような不祥事を起こしたとき。
- (4) 広告主の倒産、破産等により、広告を掲載する必要がなくなったとき。
- (5) 広告主の事業、広告の内容が要綱の第8号又は第9号に該当するに至ったとき。
- (6) 広告主が次条の規定により広告の掲載を取り下げたとき。
- (7) 市の業務上やむを得ない事由が生じたとき。

(広告掲載の取下げ)

第13条 広告主は、自己の都合により広告の掲載を取り下げることができる。

- 2 前項の規定により広告の掲載を取り下げるときは、取り下げようとする日の10日前までに教育委員会に対し、釧路市民球場広告掲載取下げ申出書(様式第7号)を提出しなければならない。

(広告掲載の停止)

第14条 釧路市民球場における国際大会、全日本大会等の開催時において、主催者から、広告の掲載をしないように求められた場合は、教育委員会は、広告の掲載を一時的に停止することができる。

- 2 教育委員会は、前項の規定による広告の掲載を一時的に停止したときは、広告主に対して、広告掲載料の返還その他補償は、行わないものとする。

(広告掲載料の不還付)

第15条 既納の広告掲載料は還付しない。ただし、広告の掲載期間において、広告主の責めに帰することができない理由により広告を掲載することができなくなったとき(前条第1項の規定により広告の掲載を一時的に停止したときを除く。)は、当該広告を掲載することができなかった期間につき、広告掲載料の全部又は一部を還付するものとする。

- 2 前項の規定により還付する広告掲載料は、広告の掲載期間(釧路市民球場の休場期間を除く。)を基礎として日割りにより計算して得た額(その額に1円未満の端数があるときはこれを切り捨てた額。)とする。

- 3 還付する広告掲載料には利子を付さない。

(広告主の責務)

第16条 広告主は、掲載された広告に関する一切の責任を負うものとする。

2 広告主は、広告の内容等が第三者の権利を侵害するものでないこと及び広告の内容等に関する財産権のすべてにつき権利処理が完了していることを、教育委員会に対して保証する。

3 第三者から、広告に関連して損害を被ったという請求がなされた場合は、広告主の責任及び負担において解決する。

(原状回復)

第18条 広告主は、次に掲げるときは、広告主の負担において、教育委員会の定める方法により原状回復しなければならない。

(1) 広告の掲載期間が終了するとき（第7条第3項の規定による更新をするときを除く。）。)

(2) 第12条の規定により広告の掲載を取り消されたとき。

2 広告主は、原状回復の作業に当たっては、釧路市民球場運営業務に支障が生じないよう教育委員会と十分協議を行うものとする。

(その他)

第19条 この要領に定めるもののほか、広告の掲載に関して必要な事項は、別に定める。

附 則（平成30年3月31日決裁）

この要領は、平成30年4月10日から施行する。

附 則（平成30年3月5日決裁）

この要領は、平成30年3月12日から改訂施行する。

附 則（平成31年2月21日決裁）

この要領は、平成31年2月25日から改訂施行する。

附 則（令和3年11月1日決裁）

この要領は、令和3年11月2日から改訂施行する。

附 則（令和6年3月8日決裁）

この要領は、令和6年3月8日から改訂施行する。